

水島うらら*： 蘚類の学名の扱い方

Urara Mizushima*: An introductory note on the nomenclature of mosses

近年邦産蘚類の探究は著しく進み、多数の論文が発表されつつある。そして幾多の種類が着実に認識されて来ている。然し用いられている学名の取り扱いや他の引用方法等に少からず混乱が見出されるので、下に記すように主に邦産種を例として命名規約に準拠した学名の扱い方と引用の仕方についての解説を試みた。此のことをなすに当つて最も痛切に感じたのは Hedwig の *Species Muscorum* を始め多くの古い原典に直接当つて確認することが出来なかつた点である。故に手近に見られる少数の文献から孫引きした部分が増える多いが、之は上述のように名の扱い方を示すのが目的であるから「孫引きによる不正確さ」ということは御赦し願いたい。又例示した各種類の概念の内容如何も一応当面の問題とはせず、便宜上主として Grout, *Moss Flora of North America* に盛られた種の大きさに従つてある。

本稿を草するに当り東京大学の原寛博士の御好意により植物学教室の図書を閲覧するを得た。国立科学博物館の小林義雄、大井次郎両博士は貴重な文献の借覧を許された。尚、熊本大学の野口彰博士は小文の校閲を賜わつた。茲に記して諸先輩に感謝の微意を表する次第である。

(1) 命名の出発点

蘚類命名の出発点は水蘚 (Sphagnaceae) は Linnaeus, *Species Plantarum* ed. 1 (1753, May 1), 蘚類 (Muscineae) は Hedwig, *Species Muscorum* (1801, Dec. 31) に始まる。水蘚については暫く措き、蘚類に於ては Hedwig, *Sp. Musc.* (1801) 以前に付けられた学名が今日でも習慣的に用いられている場合が少くない。然し Hedwig のこの書を命名の出発点とするという項目は既に 1910 年制定の命名規約第 19 条に明記されており、其の書を Dec. 31, 1801 の出版と見做すことは 1950 年の会議で決められた。然るに我国では未だに規約に抵触する学名が少からず用いられている。よつて次に種々の場合について例を挙げて検討して行き度い。

(1) 命名の出発点が 1801 年となつた為に属名が変更される場合

Tetraphis pellucida Hedw., *Sp. Musc.* 45, pl. 7, f. 1, a-f (1801)—[*Mnium pellucidum* L., *Sp. pl.* 2: 1109 (1753)]—[*Georgia Mnemosynum* Ehrh. in *Hann. Mag.* 932 (1780)]—[*Tetraphis pellucida* (L.) Hedw., *Fund. Musc.* 2: 88, t. 7, f. 32 (1782)]—*Georgia pellucida* (L.) Rabenh., *Deutsch. Krypt.-fl.* 2: 231 (1848).

今日の *Tetraphis pellucida* は 1741 年に Dillenius が *Mnium* 属のものとして記載

* 東京都府中市 [redacted] Fuchu, Tokyo.

し、Linnaeus は Dillenius の名を引くと共に *Mnium pellucidum* なる小名を用いた。その後 *Bryum* 属のものとして扱われたこともあるが、1780年に Ehrhart が *Geogia* 属を建てて *G. Mnemosynum* を記載した。Rabenhorst は *Mnium pellucidum* と *Georgia Mnemosynum* とは同種であるとの見地から *Georgia pellucida* (L.) Rabenh. なる組合せを作り、此の名が以後広く用いられて来たのである。然し Hedwig が *Tetraphis pellucida* としてしまったので Linnaeus や Ehrhart の名は使えないことになる。

(2) Hedwig, Sp. Musc. (1801, Dec. 31) が命名の出発点となつた為に示種名が変る場合

Schistostega pennata (Hedw.) Hook. et Tayl., Musc. Brit. 14, pl. 18 (1818)— [*Mnium osmundaceum* Dickson, Crypt. fasc. 1: 3, t. 1, f. 4 (1785)]— *Gymnostomum pennatum* Hedw., Sp. Musc. 31 (1801)— *Schistostega osmundacea* (Dicks.) Mohr, Obs. Bot. 26 (1803)

ヒカリゴケの学名は *Schistostega osmundacea* として慣用せられて来たが、此の組合せは上記の如く 1785年の Dickson の名に由来するものであるから廃棄さるべきであり、Hedwig の *Gymnostomum pennatum* から導かれる *S. pennata* が用いられるべきである。

これに属する例は：

Seligeria recurvata (Hedw.) Bruch, Schimp. et Gümb. — *S. setacea* (Wulf.) Lindb.

Dicranella subulata (Hedw.) Schimp. — *D. secunda* (Sw.) Lindb.

Tetraplodon mnioides (Hedw.) Bruch, Schimp. et Gümb. — *T. bryoides* (Zoega) Lindb.

Bryum pseudo-triquetrum (Hedw.) Schwaegr. — *B. ventricosum* Dicks.

Hylacomium splendens (Hedw.) Bruch, Schimp. et Gümb. — *H. proliferum* (L.) Lindb.

等がありイタリックは廃棄さるべき名を示す。

(3) Hedwig 以前に既に他の学者によつて付けられた学名でも、Hedwig によつて Sp. Musc. に収録せられた場合には其の命名者を Hedwig と見做す

Fontinalis antipyretica Hedw., Sp. Musc. 298 (1801)— [*Fontinalis antipyretica* L., Sp. pl. 2: 1107 (1753)]

これには次の如きものがある：

Bryum argenteum Hedw. — *B. argenteum* L.

B. capillare Hedw. — *B. capillare* L.

Leskea polycarpa Hedw. — *L. polycarpa* Ehrh.

同様の理由に依り

Fissidens taxifolius Hedw., Sp. Musc. 135, pl. 39, f. 1-5 (1801)—[*Hypnum taxifolium* L., Sp. pl. 2: 1122 (1753)]—[*Fissidens taxifolius* (L.) Hedw., Fund. Musc. 2: 91 (1782)]

Fissidens adiantoides Hedw.—*F. adiantoides* (L.) Hedw.

Dicranum scoparium Hedw.—*D. scoparium* (L.) Hedw.

Weisia viridula Hedw.—*W. viridula* (L.) Hedw.

Ditrichum pallidum (Hedw.) Hampe in Flora 50: 182 (1867)—[*Bryum pallidum* Schreb., Spic. Fl. Lips. 80, no. 1039 (1771)]—*Trichostomum pallidum* Hedw., Sp. Musc. 108 (1801)

Anomodon attenuatus (Hedw.) Hüben.—*A. attenuatus* (Schreb.) Hüben.

Oligotrichum hercynicum (Hedw.) Lam. & DC.—*O. hercynicum* (Ehrh.) Lam. & DC.

Brachythecium salebrosum (Web. & Mohr) Bruch & Shimp.—*B. salebrosum* (Hoffm.) Bruch & Schimp.

Cratoneuron filicinum (Hedw.) Roth—*C. filicinum* (L.) Roth

(4) 変種名, 品種名を創定又は組合せる時には Hedwig, Sp. Musc. 以後の名に対してせねばならない

Andreaea rupestris Hedw., Sp. Musc. 47, t. 3, f. 2 (1801)—[*Andreaea rupestris* Ehrh. in Hann. Mag. 1601 (1778)]

var. **Fauriei** (Besch.) Takaki in Journ. Hattori Bot. Lab. no. 11: 90 (1954)—*A. Fauriei* Besch. in Ann. Sci. nat. Ser. 7, Bot. 17: 392 (1892)—*A. petrophila* Ehrh. var. *Fauriei* (Besch.) Takaki in Journ. Hattori Bot. Lab. no. 10: 32 (1953)

クロゴケを *A. rupestris* (= *A. petrophila* Ehrh.) の変種と考える時は *A. rupestris* Hedw. (1801) に組合せるべきで *A. petrophila* Ehrh. (1778) に組合せてはならない。同様にアオシモフリゴケ, カタマリシモフリゴケ, ウスギシモフリゴケ等を認めて基本種のタカネシモフリゴケから分つ場合は次の如くすべきである:

Rhacomitrium lanuginosum (Hedw.) Brid., Musc. Recent. Suppl. 4: 78 (1819)—[*Bryum hypnoides* L., Sp. Pl. 2: 1119 (1753)]—*Trichostomum lanuginosum* Hedw., Sp. Musc. 109 (1801)—*Rhacomitrium hypnoides* (L.) Lindb. in Oefvers. Vet. Ak. Foerh. 552 (1867)

f. **atroviride** (Sakurai) U. Mizushima, comb. nov.—*Rhacomitrium hypnoides* Lindb. f. *atroviride* Sakurai in Bot. Mag. Tokyo 51: 136 (1937)

f. **condensatum** (Sakurai) U. Mizushima, comb. nov.—*Rh. hypnoides* Lindb. f. *condensatum* Sakurai, l.c. (1937)

f. **chrysophyllum** (Sakurai) U. Mizushima, comb. nov.—*Rh. hypnoides* Lindb.
f. *chrysohypyllum* Sakurai, l.c. (1937)

(5) Hedwig の *Species Muscorum* の出版年代は先に述べた如く 1801 年であるが、これを 1801 年の 1 月 1 日とするか或は 12 月 31 日とするかによつて問題が起る。何となれば同年に Bridel や Dickson 其の他学者の著書が出版になつており、*Species Muscorum* を 1801 年 1 月 1 日出版とすればこれらの文献中の学名は有効となろうし 12 月 31 日出版とすれば総べて無効と見做さねばならぬからである。此の日附については前記の通り Dec. 31, 1801 と定められた。よつて **1801 年の Bridel, Dickson 其の他の書を原典とする学名は総べて無効と見做して廃棄し、Hedwig, Sp. Musc. 以後の書中に載録された時に限り其の書の著者を命名者として用いることになる**

Plagiothecium denticulatum (Hedw.) Bruch, Schimp. et Gümbl., *Bryol. eur. fasc. 48: 12, t. 501* (1851)—[*Hypnum denticulatum* Brid., *Musc. recent. 2: 52* (1801)]—*Hypnum denticulatum* Hedw., *Sp. Musc. 237* (1801)

Plagiothecium denticulatum なる学名は Linnaeus, *Sp. Pl. 2: 1122* (1753) にある *Hypnum denticulatum* を Bruch, Schimper et Gumbel が組合せた *P. denticulatum* (L.) Bruch, Schimp. et Gumb. を永い間用いて来たのであるが、1801 年には Bridel と Hedwig が各々の著書にこれを記載している。この場合は Hedw., *Sp. Musc.* に同一種に対する学名が載つているので問題はないが、若しなくても *Sp. Musc.* の日附を 12 月 31 日と定めた為に Bridel の名は廃棄される。これに類する学名も相当数あるが、二三を拾つてみれば：

Cratoneuron filicinum (Hedw.) Roth—*Hypnum dudium* Dicks.

Calliergon stramineum (Hedw.) Kindb.—*C. stramineum* (Brid.) Kindb.

これらの例は総べて Hedw., *Sp. Musc.* に学名が載つている場合であるが、若し同書に収録されていない時は上記の如く 1802 年以後で最も古い著者名を伴つた同名又は最も古い名がその種類の正名となる。然し今は文献を十分に見られないので之に属する例を挙げられない。

(6) 或種類がその原典中に異つた二つ以上の学名を有する時は最初にそれを合一した著者の用いた名が正名となる。

Barbula fallax Hedw., [*Musc. Frond. 1: 62, t. 24* (1787)] *Sp. Musc. 120* (1801)—Cardot in *Bull. Herb. Boiss. 7: 304* (1899) in textu—*B. acuminata* Hedw., *Sp. Musc. 117* (1801)

Barbula acuminata Hedw. という植物は *Sp. Musc.* (1801) に発表されて以来約 1 世紀もの間確認されなかつた。それを Cardot が Hedwig の基準標本を検討し (*Revision des types d'Hedwig et de Schwaegrichen in op. cit. 300-380*), 初めて *B. fallax* Hedw. (1787) に合一せらるべきことを明かにした。*B. fallax* の方が古く出版された名である

から *B. acuminata* を其の異名に下すことは当時としては当然の処置であつた。即ち 1867 年の第 1 回万国植物学会に於て制定された命名規約の第 15 条「リンネ氏又は其の後の植物学者により与えられた最初の名を其の植物の学名とする」によれば上の Cardot の処置が首肯されよう。然し既述の通り *Sp. Musc.* (Dec. 31, 1801) が命名の出発点とされた今日では両名が同一書中に出発点を有する形となり、先取権は両名に等しく存する理となるが Cardot が上記の扱いをしたので *B. fallax* が正名となるのである。

(II) 属の保留名に就て

命名規約を厳正に用いようとする時に先取権の為に属名を変更しなければならない場合が生ずるが、属名変更によつて混乱を生じたり学問上却つて不利な場合が生ずるのを防ぐ為、命名規約には保留名の目録を備えている。蘚類の保留属名に就いては H. N. Dixon 及び E. L. Little が提案し、1954 年の会議では委員会に附託され、翌年その総べてが承認された。それについては蘚苔地衣雑報第四号に服部新佐博士が記しておられるから参照され度い。本邦及び近接地域の蘚類の中、此の為に組合せを変更すべきものがある。即ち

Atrichum chlorochaetum (Card.) U. Mizushima, comb. nov.—*Catharinaea chlorochaeta* Card. in Bull. Soc. Bot. Gen. ser. 2, 1: 129 (1909).

Atrichum giganteum (Horikawa) U. Mizushima, comb. nov.—*Catharinaea gigantea* Horikawa in Bot. Mag. Tokyo 50: 559, f. 37 (1936).

Atrichum Kinashii (Card.) U. Mizushima, comb. nov.—*Catharinaea Kinashii* Card., l.c. (1909).

Atrichum spinulosum (Card.) U. Mizushima, comb. nov.—*Catharinaea spinulosa* Card., ibid. 130 (1909).

Atrichum xanthopodum (Card.) U. Mizushima, comb. nov.—*Catharinaea xanthopoda* Card., ibid. 129 (1909).

Atrichum yakushimense (Horikawa) U. Mizushima, comb. nov.—*Catharinaea yakushimensis* Horikawa, ibid. 560, f. 38 (1936).

(III) 引用法に関する注意

学名及び出版物の引用法に関して気になる事柄を拾つて見る。

(1) *Bryum erythrocarpum* (non Schwaegr.) Sakurai in Bot. Mag. Tokyo 66: 162 (1953)

これは *Pohlia cucullata* (Schwaegr.) Bruch の異名に引用された例である。この引用からすれば今日一般の解釈では *B. erythrocarpum* Schwaegr. と *B. erythrocarpum* Sakurai と云う相同名が発表されており、その中の later homonym なる *B. erythrocarpum* Sakurai が *P. cucullata* の異名に引かれている事になる。然し植物学雑誌 66: 162 (1953) を見ると *B. erythrocarpum* Schw. (*Erythrocarpa*) in Rabenh., Kryptg.

fl. Erg. bd. IV. (以上桜井博士の原文のまま)となっており、桜井博士の創定された種類ではない。故に此の場合の non Schwaegr. の意味は以前に使われていた様式に従ったものであり、其の意味は「桜井博士が植物学雑誌中に日本産を報ぜられた植物は *P. cucullata* であつて *B. erythrocarpum* Schwaegr. ではない。桜井博士が *B. erythrocarpum* Schwagr. に当てられたのは同定違いである」との意見によつて書かれたものと推察する。それならば次の如き仕方にすれば誤解を招かぬであらう：

Pohlia cucullata (Schwaegr.) Bruch—*Bryum erythrocarpum* Schwaegr. sensu Sakurai in Bot. Mag. Tokyo 66: 162 (1953).

又は — *Bryum erythrocarpum* Schwaegr.: Sakurai in Bot. Mag. Tokyo 66: 162 (1953).

(2) *Grimmia mollis* Bryol. eur. fasc. 42, 1 (1849)

これは古くから慣用された引用法ではあるが著者名が来るべき位置に書名が来ている訳であり、正確な引用とは言ひ難い。故に長くなつても次の如く引く方が良い：

G. mollis Bruch, Schimp. et Gümb., Bryol. eur. fasc. 42, 1 (1849)

□ Seidel, Käthe: **Die Flechtbinse, *Scirpus lacustris* L., Oekologie, Morphologie und Entwicklung, ihre Stellung bei den Völkern und ihre wirtschaftliche Bedeutung.** Die Binnengewässer, 21 (1955) XV+216 S, 42 Abb. in Text und auf 1 Beilage, einem Titelbild. E. Schweizerbart'sche Verlagsbuchhandlung, Stuttgart. DM. 39.00.

Flechtbinse は編みいぐさ(藪草)とでもいふべきか、フトイの類である。その形態、發育、生態などを精しく研究し、またこの植物があらゆる民族の生活と如何なる交渉をもっているかを丹念にしらべ、その意義を明らかにしている。本書は全篇を3部に分ち、その一は陸水の、その二は汽水および鹹水域の Flechtbinse、その三は民族と Flechtbinse となつている。第1部では、まずこの植物の群落学的観察からはじまり、進んでその体の各部の成長の形態解剖学的な精しい研究がまとめてある。特に莖は最も綿密にしらべてある。体の各部の成長は生育地の水深に伴つて著しい差があり、このことは湖沼の沿岸帯におけるこの植物の生育密度と生産とに大きい関係がある。季節的には莖が最も伸びる最盛期は9月までである。次に、この植物の牧草としての栄養価値、編み草としての強韌度などの研究を述べている。牧草として優秀と考えられるが、動物が到達できない水の深さまで生えるので、家畜による利用率は小さい。また、セルローズに富むのでパルプ原料として役立つことを指摘している。マツトその他の編物の材料としての、莖の強韌度はその生育地によつて大いに異なる。

第2部では、*S. lacustris* の汽水および鹹水生育地についての比較研究を収め、この部分が最も陸水学的である。その調査地域は北欧が主になつているが、一部南仏にも及んでいる。

第3部は、各民族における Flechtbinse の利用について、著者の経験および文献上の研究によつて述べている。この植物が自然状態でよく湖沼の護岸に役立ち、荒蕪地の利用上、または泥炭地の改良に有用であり、あるいは家畜の飼料として、編物細工の原料として更にまたパルプ原料として利用せられていることは、著者の集めた材料によつてよくわかる。南米 Titicaca 湖の草編み舟はその最も特異な利用例である。巻末に文献398編をあげてある。12頁にわたるくわしい索引を附す。(上野益三)